

農業経営証明交付申請書に係る提出書類

京都市農業委員会事務局
(電話:075-222-4050)

◎:必須

		提出書類	発行機関	部数	備考
◎	1	農業経営証明申請書		1	
		その他			
	2	世帯台帳に登載されていない世帯員がいる場合 ・世帯全員の住民票	区役所等	1	
		農地台帳に登載されていない農地がある場合 ・土地の登記事項証明書(全部事項証明書)	法務局	1	
	3	委任状(任意様式) ・委任者(申請者)の署名(自署)または記名押印が必要。 ・代理人が書面訂正する場合、委任項目に「書面の訂正」、 「申請・届出に係る一切の権限」等の記載が必要。		1	代理人が来庁する場合

《注意事項》

◇申請書への押印は不要ですが、提出時に本人確認させていただきます。

(ただし、委任状には、委任者(申請者)の署名(自署)または記名押印が必要)

本人確認に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

・申請者が来庁する場合:申請者の運転免許証等の提示等

・代理人が来庁する場合:代理人の運転免許証や社員証等の提示等

(委任状に記載された代理人の住所や氏名・会社名等と一致していること)

◇これまでどおり、押印された書面を提出されても手続きに支障はありません。

◇証明書類などは、発行日から3箇月以内のもの[原本]が必要です。

→原本還付が必要な場合は、原本と写しを窓口を持参してください。

→「登記情報提供サービス」から取得した登記事項証明書は、照会番号と発行年月日が記載されたものに限り提出書類とすることができます。

◇分筆、合筆等されたときは、経過の分かる書類(登記事項証明書等)を提出してください。

◇上記以外に、当委員会が必要とする書類を提出いただくことがあります。

